

## 令和2年度第1回成田市地域包括支援センター等運営協議会会議録概要

### 1 開催日時

令和2年8月6日（木）午前10時から午前11時50分まで

### 2 開催場所

成田市役所議会棟3階 執行部控室

### 3 出席者

（委員）

宮前副会長，岩内委員，長島委員，宮下委員，根本委員，石井委員，吉田委員 以上7人

（欠席：山下会長，阿部委員，稲川委員）

（事務局）

木下福祉部長

平岡介護保険課長，越川係長，築比地副主幹，加瀬副主査

窺高齢者福祉課長，八代主幹，窪木係長

西部北地域包括支援センター（北村管理者）

南部地域包括支援センター（井上管理者）

西部南地域包括支援センター（林管理者）

東部地域包括支援センター（岩澤管理者）

西部西地域包括支援センター（木下管理者）

生活支援コーディネーター（松田，大麻，坂本）

### 4 会議次第

1 開会

2 福祉部長挨拶

3 事務局職員紹介

4 議題

（1）地域包括支援センターの運営等に関する事

①令和元年度地域包括支援センターの評価について

②令和2年度地域包括支援センター事業計画について

③介護予防支援業務等の一部委託について

④認知症初期集中支援チームの運営について

（2）地域密着型サービスの運営等に関する事

（3）介護予防・日常生活支援総合事業に関する事

（4）その他

5 閉会

### 5 議事（要旨）

（1）地域包括支援センターの運営等に関する事

①令和元年度地域包括支援センターの評価について

○事務局

「地域包括支援センターの運営等に関すること」のうち、「①令和元年度地域包括支援センターの評価について」に関して説明。

その際の主な質疑は次のとおり。

●長島委員

夜間と土日の対応について、人数的に余裕がある状態ではないと思うが、具体的にどのようにして対応しているのか。

○事務局

夜間、土日の対応については、地域包括支援センターの方で「センター便り」などを使い周知しながら対応しているが、今回報告させていただいたように周知に課題がある。具体的にはセンター管理者から説明させていただく。

○西部北地域包括支援センター管理者

土日・夜間に電話がかかってきた場合は、法人本部から職員に連絡が来て、逐次適切に対応している。また、包括便りや、地域の集まりに行き、夜間や休日の対応について周知している。

○南部地域包括支援センター管理者

土日に関しては、職員が交代で電話を持ち、つながるようになっている。夜間も同様。緊急の連絡ということで、それほど件数があるわけではないが、週末に連絡があった件については、月曜日の朝礼で職員全員に共有している。周知に関しては、包括便りに記載し、土日も転送電話で職員が出るという案内をしている。

○西部南地域包括支援センター管理者

夜間と土日、年末年始に関しては、携帯電話に転送されるようになっている。広報に関しては、包括便りを2か月に一度発行しており、相談体制を掲載している。

○東部地域包括支援センター管理者

それぞれ社内携帯を職員が与えられており、そちらに転送がされるような体制で夜間・土日の対応をしている。目安として、職員は一週間交代で。周知方法としては、パンフレットや包括便り、随時、普段の業務において、土日は電話が転送されるということで案内している。

○西部西地域包括支援センター管理者

土日と夜間の電話の転送をしているが、転送先は365日、管理者になっている。年間通じてあまり夜間かかってくることはなかったが、ここ1か月の間に深夜の通報が何件もあり、夜間出動することも実際あったので、この体制を続けていこうと考えている。

●長島委員

今、特にコロナ禍という状態なので、電話も多くなるかもしれないが、地域にとっては安心して生活できることにつながると思うので、今後ともよろしくお願いしたい。

●根本委員

夜間や休日の相談というのは、具体的にどういう内容の相談なのか。本当に、夜間・休日に必要な相談なのか。

○西部北地域包括支援センター管理者

めったにないが、高齢者で認知症の方が外出してしまって今困っているといった話や、土曜日に退院し、介護サービスや福祉サービスを使いたいといった電話をここ数か月いただいている。

○南部地域包括支援センター管理者

自分たちの課題にもなっているところだが、精神的な疾患のある方が土日・夜間問わずに電話をかけてしまう、という事例があり、ご本人に、この電話は緊急用であるという説明をする場合もある。また、一人暮らしの方が、携帯電話の調子が悪い、というような内容で、家の固定電話から電話してくるような相談があった。

○西部南地域包括支援センター管理者

担当している成田・中郷地区は、特に緊急な連絡は今のところ入っていない。

○東部地域包括支援センター管理者

全体的に見れば、介護保険の認定があったがどうしたらいいかといった問い合わせや、そこまで緊急性が高くないものが多いという印象。ただ、やはり中には、病院から退院してきて、ポータブルトイレが欲しいとか、今すぐこういったものが欲しいとか、何かしらのご案内を今すぐにしなければいけないというような相談もあるが、極端に多いという印象ではない。

○西部西地域包括支援センター管理者

通常かかってくるのは、月曜日でもよいと思われる案件が多いが、先ほどの案件では、一人暮らしで精神障害があり、夜間転んで救急で運ばれたが、入院はできないので帰って欲しいと病院で言われたものの、居場所がなく、行くところがない、親族がいない、どうしたらいいかという相談であった。そのときは、遠くの親族の方に来ていただいたが、その家では保護できないということで、23時過ぎに管理者がその方と一旦会い、地域包括支援センターに案内し、その後様子を見たということがあった。

●宮前副会長

緊急性があるもの、そうでないもの、色々あると思うが、基本的には夜間・休日も

制限なしに相談に応じるということで対応しているのか。業務が非常に難しくなる等、色々な課題が生じることはあるのか。

○西部北地域包括支援センター管理者

内容に応じて、緊急に対応をしなければいけないという場合は対応している。介護サービスの利用で、月曜日でも良いというような案件に関しては、その都度、そのようにご案内し、対応している。

○南部地域包括支援センター管理者

平日でも良いかという点を確認し、可能であればそのようをお願いしている。

○西部南地域包括支援センター管理者

基本的にいつでも相談に応じるが、本当に緊急性がなく、土日・夜間に制限なしにかけてくる方に関しては、できれば平日でお願いしますというアナウンスをしている。

○東部地域包括支援センター管理者

基本的には、受付をするという体制で動いているので、まず話を聞きつつ、内容的に週明けでも大丈夫と判断すれば、お客様に説明した上で、週明けに再度連絡をするというように動くパターンは多いかと思う。

○西部西地域包括支援センター管理者

件数が多くないので負担はそう多くはないが、やはりずっと拘束されている状況になり、それに関する手当も職員に出せない部分もあって、管理者がずっと24時間、転送先の携帯を持っているという点での課題はあるかと思う。基本的には土日・祝日・夜間も、相談を受け付ける体制である。

●根本委員

各管理者の説明によると、緊急性のある相談はそれほど多くないということ。今は夜間・休日の件数が少ないからいいが、件数が増えてきた場合に、相談の内容によって緊急でないものは平日の時間にしてください、ということをお客様の方々にも伝えることが必要になってくるのではないかと思う。いつでも相談を受けますという体制は、持続しないのではないか。現場が疲弊しないように、ある程度利用者の方にも、考えていただかなければいけないと思う。

●宮下委員

ケースの終結条件を定めるというのが何か所かあったが、基本的にどのような状況になると、終結となるのか。

○西部北地域包括支援センター管理者

評価にも書いてあるが、こうなったら終結したというところまでは、件数がとても

多いため、できていない状況。

○南部地域包括支援センター管理者

明確なところはないが、要支援の方が要介護になったとき、本人が亡くなられたとき、というのが、一つのポイントになるかと考えている。

○西部南地域包括支援センター管理者

相談記録というものを受付から付けており、一連の流れの中で、支援は継続的に行っていくが、相談内容については、例えば介護保険の申請をお願いしたい、となったら、申請を代行した時点で終結、そのあと、実際のサービスの導入については、また新たなケースとして、相談、介入から入るといったかたちで整理している。

○東部地域包括支援センター管理者

申請や、明確な支援で終了というケースもあると思うが、例えば見守り、実態把握などで様子を見ていくケースについては、前回の相談から一年が経過し、特段の相談がなく、経過が安定していると担当の職員が確認できた場合は、基本的には終結をしていくというように、一年程度を目安にするということで職員間で確認をとっている。

○西部西地域包括支援センター管理者

終結の案件は、基本的には相談の主訴が解決したときとなるが、場合によっては次々と困りごとが相談の経過で入ってくることもある。そういう場合は、継続して見つつ、朝の朝礼のときに3職種で話し合い、終結にしてよいかどうかを確認し、私が承認するかたちでやっている。

●宮前副会長

今回評価について、国の統一評価が出て、その内容も資料の中に挙げられている。後ほどでも結構だが、各支援センターの方から、全国統一の評価と、それから個別の評価、各センターの評価において、どういう共通があるか、あるいは、齟齬があるか、ご報告いただければと思う。

②令和2年度地域包括支援センター事業計画について

○事務局

「②令和2年度地域包括支援センター事業計画について」に関して、事務局から説明後、管理者から各地域包括支援センターの課題等について説明。

その際の主な質疑は次のとおり。

●吉田委員

東部地域包括支援センターの説明で、訪問介護の事業所が昨年度から減少し、現在

圏域内に1か所しかないとのことであったが、どの事業所か。また、事業所の周知は、どうなっているのか。

○東部地域包括支援センター管理者

東部圏域では、大栄地区の「訪問介護たいよう」という事業所のみである。

事業所の周知としては、例えば、成田市が発行している介護保険ガイドの事業所の一覧というかたちで目にされることが一番多いと思う。その他に、市ホームページや国の事業所公表システムで確認することができる。

●宮下委員

今話にあった東部圏域で訪問介護事業所が1か所しかないという件について、成田市のケアマネ連絡会に、東部圏域のケアマネから相談があったので、ご報告したい。ケアマネの事務所として、東部圏域でヘルパー案件が出ても、1つの事業所しか頼む場所がないという状況で、ヘルパーの要望がある案件も、だんだん断っていくしかなくなってしまわないかという声を聞いた。現在、その1か所だけであるが、何とか回っているのか。

○東部地域包括支援センター管理者

圏域内は1か所だけだが、成田市内で見ればヘルパーの事業所というのは、例えば町中にもあるので、他圏域の事業所に相談し、東部圏域まで来てもらえないかと調整しており、ケアマネジャーも同様に対応しているという状況かと思っている。ただ、包括の方にも、ケアマネジャーやヘルパーのやりくりで非常に大変だという声が上がってきている状況であり、我々も皆さんが本当に苦労しているということを懸念しているため、課題といったことで挙げさせていただいた。

③介護予防支援業務等の一部委託について

④認知症初期集中支援チームの運営について

○事務局

「③介護予防支援業務等の一部委託について」及び「④認知症初期集中支援チームの運営について」に関して説明。

その際の質疑は、特になし。

(2) 地域密着型サービスの運営等に関すること

○事務局

「地域密着型サービスの運営等に関すること」に関して説明。

その際の質疑は、特になし。

### (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること

#### ○事務局

「介護予防・日常生活支援総合事業に関すること」に関して説明。

その際の主な質疑は次のとおり。

#### ●宮下委員

基準緩和型訪問サービスの担い手としての市認定ヘルパーの養成ということで、先日、養成している事業所から、認定ヘルパーを養成しているが仕事がないという相談を受けた。ケアマネジャーがケアプランを作成する際、ヘルパーのニーズがあったときに基準緩和型サービスを選択するという発想が、そこまで高くないのではないかと思う。例えば、その基準緩和型サービスの3事業所が、どの事業所なのかなど、周知が十分でないのではないか。ケアマネジャーは、よく介護保険ガイドを見るが、ここに基準緩和型サービスを実施しているといった表示ができないか。

#### ○事務局

まず、訪問介護の基準緩和型を取り入れているところだが、「生活クラブ風の村」、「新町玲光苑」、「介護あおぞら」の3事業所となる。また、介護保険ガイドの方に掲載をすることは可能であるため、掲載をしていきたい。

確かに基準型緩和のサービスの導入については、まず、ケアプランにきちんと位置付けていただき、それからサービスの利用になるので、ケアマネジャーがどう判断するか、また要支援の方のケアプランであり、チェックリストによる対象者という場合もある。この場合、居宅介護支援事業所ではなくて、地域包括支援センターが主体になるので、地域包括支援センターの職員にも、介護の身体的なサービスを含まない生活援助については、できるだけ基準緩和型のサービスを導入していく方向で、それは共通認識として、市とも話し合いをしている。

また、昨年度、市の方から地域包括支援センターや居宅介護支援事業所にも積極的にこの基準緩和型サービスをケアプランに位置付けていただき、それはもちろん利用者の方の意向にも沿ってということにはなるが、よく説明をしていただきながら導入を進めていただきたい旨の通知もしており、周知はできているかと思う。だが、なかなかそれが進まないというところで、また市の方も、事業所の方や包括の職員も含めて、話し合いの場を持ちながら進めていきたい。

### (4) その他

#### ○事務局

「第8期介護保険事業計画の策定」に関して説明。

その際の質疑は、特になし。

## 6 その他質疑等

### ●長島委員

新型コロナの感染予防のために、私たち一人一人も、新しい生活様式の中で生活している。センターの方では、不特定多数の方と相対して面談したりしているが、市としての支援や予算化など、予防のための支援を何か考えているかどうか。地域包括支援センターに対し、何か支援というのが必要ではないかという懸念がある。

### ○事務局

地域包括支援センターの新型コロナウイルス感染症対策に係ることについて、予算化というところでは今後必要に応じ検討となるが、実際には、マスクや消毒液については、当初から必要なものを市の方から提供させていただき、支援を行っている。また、感染拡大防止のため、3密を避けるということで、地域包括支援センターに相談のために来所される住民の方々に対して、あらかじめ電話をしてから来所していただくよう市の方もホームページ等含め、周知を行った。そして、手指の消毒を徹底するなど、職員に関しても、日頃の健康管理を徹底させていただき、また、可能な限りセンターの運営もきちんと行いながら分散勤務をしていただくなど、法人と相談をしながら進めてきた。市の方からも体制についてきちんと法人側と連絡をして、職員の感染予防ということ、そこにも努めるということは、市の支援だと思っており、そのことも含めて市民の方への感染予防、拡大防止というところでも、重要なところかと思っている。

また、市の方でコロナウイルス感染症の関係で、いくつか介護事業所への支援を行っているが、その際、市内で介護事業所等を営んでいる法人を対象とし、市から感染症対策のための資金の補助はさせていただいた。法人の中では、地域包括支援センターにも予算を回し、対応は考えていただいているところもあるかと思う。

〈議事終了〉

## 7 傍聴

3人

## 8 次回開催日時（予定）

令和3年3月